

FAO / WHO 合同食品規格計画第 27 回コーデックス総会

日時 : 2004 年 6 月 28 日 (月) ～7 月 3 日 (土)

場所 : ジュネーブ (スイス)

議題

第 1 章 はじめに	
1.	議題の採択と議事運営
2.	第 53 回及び第 54 回執行委員会について議長からの報告
第 2 章 手続き等に関する案件	
3.	手続マニュアルの改正
a)	手続規則の改正
b)	手続マニュアルのその他の改正
第 3 章 コーデックス規格と関連文書	
4.	ステップ 8 の規格案と関連文書 (ステップ 6 及び 7 を省略するための勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続のステップ 5 で提出されたものを含む)
5.	ステップ 5 の規格案と関連文書
6.	現行のコーデックス規格と関連文書の取消又は廃止
7.	新規の規格及び関連文書の検討、作業中止の提案
第 4 章 計画及び予算に関する案件	
8.	財政及び予算に関する案件
9.	コーデックス総会の戦略的計画
10.	コーデックス総会の議長及び副議長の選出
11.	部会及び特別部会の議長を指名する国の指定
第 5 章 方針及び一般問題	
12.	FAO/WHO によるコーデックス委員会の合同評価の実施及び食品規格に関するその他の FAO 及び WHO の作業
13.	部会及び特別部会の報告から提起された案件
14.	コーデックス委員会とその他国際機関との関係
15.	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金
16.	FAO 及び WHO から提起されたその他の案件
第 6 章 その他の案件	
17.	その他の業務
18.	報告書の採択

第 27 回コーデックス総会の概要

平成 16 年 6 月 28 日（月）～7 月 3 日（土）スイス（ジュネーブ）

	議題	ステップ等	内容	審議結果
手続マニュアル	手続規則の修正案：規則 IV 執行委員会及び規則 VII 予算と経費	修正案	第 19 回一般原則部会（昨年 11 月開催）において、総会への付託が決定された事項。執行委員会のメンバーの拡大及びその機能の変更について規則を改正するもの。	会場出席国数が定足数（86）に達せず、修正案の提案及び採択は行われなかった。したがって、本件は次回の総会に先送りとなった。
	手続規則の修正案：規則 VIII.5 オブザーバー	〃	第 20 回一般原則部会（本年 5 月開催）において、総会への付託が決定された事項。国際 NGO のコーデックス委員会へのオブザーバー参加について執行委員会の助言を要することとするもの。	会場出席国数が定足数（86）に達せず、修正案の提案及び採択は行われなかった。したがって、本件は次回の総会に先送りとなった。
	コーデックス規格及び関連文書作成の手続の修正案	〃	第 20 回一般原則部会において、総会への付託が決定された事項。規格及び関連文書の策定手続に関する事項の修正案。	作業評価(critical review)に関する記載を一部修正の上、採択された
	部会及び特別部会の議長の指名に関する基準案	〃	第 19 回一般原則部会において、総会への付託が決定された事項。議長の指名に際して部会開催国が検討すべき要件案。	特段の議論なく、採択された。
	部会及び特別部会の開催国政府に対するガイドライン案	〃	第 19 回一般原則部会において、総会への付託が決定された事項。部会等の構成・組織・議事等に関するガイドライン案。	特段の議論なく、採択された。

	部会及び特別部会の会合運営に関するガイドライン案		//	第 19 回一般原則部会において、総会への付託が決定された事項。部会開催国として、部会運営・報告書の作成・基準案作成に際しての留意点等に関するガイドライン案。	特段の議論なく、採択された。
	部会及び特別部会の議長に対するガイドライン案		//	第 19 回一般原則部会において、総会への付託が決定された事項。議長として、全会一致の結論を導くために行うべき規範等、議事運営に関するガイドライン案。	特段の議論なく、採択された。
	分析及びサンプリング法に関する修正案： 単一試験所により妥当性確認がされた分析法の選定についての一般基準		//	単一試験所により妥当性確認された分析法の使用がコーデックス委員会において承認されたことに伴い、国際的に認知された方式に従って単一試験所による妥当性確認がされていること等、これらの分析法が満たしておかなければならない基準を規定したもの。	優良試験所規範（GLP）の特定について意見が出されたが、提出案どおり採択された。
	定義	トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義	新規収載	トレーサビリティ／プロダクト・トレーシング（T/PT）に関する定義を定めるもの。	定義に T/PT の原則や「可能な範囲内で」等の加筆を行うか、議論があったが、最終的には現行案どおり採択されるとともに、食品輸出入検査・認証システム部会に対して、T/PT の適用に関する原則について新規作業として検討するための申請を出すように促した。
		食品の安全性に関するリスク分析用語の定義	//	食 品 安 全 目 的 (Food Safety Objective) ・ 実 行 目 的 (Performance Objective) ・ 実 行 基 準 (Performance Criteria)に関する定義を定めるもの。	これらの定義が食品衛生部会において承認されることを条件として、現行案が暫定的に採択された。
		コーデックスで用いられる分析用語の定義修正案	修正案	コーデックス委員会内部での用語の整合性確保及び IUPAC や ISO の定義との整合性の確保の目的で、分析用語の定義について一部修正を行うもの。	特段の議論なく、採択された。

総 会	牛の成長ホルモンの最大 残留基準値案	ステップ 8 (第 22 回総会よ りステップ 8 に 保留)	牛成長ホルモンである BST (Bovine Somatotropin) の食品 中の残留基準について、1997 年の第 22 回総会から、現状 の Step 8 で保留されたままとなっているもの。	現状の Step 8 で保留のままとされた。
	新バイオテクノロジー応 用食品特別部会の所掌範 囲案及び企画提案	新規作業	第 26 回総会 (昨年 6 月開催) での決定に基づき、我が国が 作成したバイオテクノロジー応用食品に関する、新部会の 設立も含めた新たな作業に関する提案。	特別部会の所掌範囲について若干の修正の上、バイ オテクノロジー応用食品特別部会の再設置が採択 された。我が国が予算確保を条件として議長国を引 き受けることとなった。
	会計報告及び予算	報告	2002/2003 の予算・支出報告及び 2004/2005 の予算を第 26 回総会で提出された予算、ゼロ成長シナリオでの予算及び 2004/2005 のプログラムをコストベースで試算した予算で 解説したもの。	事務局から報告された。作業文書の適時な分配はコ ーデックス委員会の作業への参加には必須である ことから、電子媒体を用いた書類の分配を拡大する という意見が支持され、コンタクトポイントに対 し、書類そのものの分配に対し、電子媒体での書類 の分配を助長することについて回覧文書を送付す ることとした。
	コーデックス委員会の戦 略	報告	今後のコーデックス規格策定の戦略計画策定に係る「2003 年～2007 年の中期計画の位置づけ」、「2008 年～2013 年の 戦略計画の準備」及び「コーデックス拡大発展のための行 動計画及びリスク分析の原則及びガイドラインの適用」の 考え方についての説明。	事務局より概要について報告され、承認された。マ レーシアから、より詳細な戦略計画を策定し、定期 的に見直すべきであるという提案がなされた。

	次期コーデックス委員会の議長及び副議長の選出	選挙	通常総会の都度、改選されることとされている議長・副議長の選挙。	議長には Stuart Slorach 博士（スウェーデン王国）、副議長には吉倉 廣博士（日本）、Paul Mayers 博士（カナダ）、Claude J.S.Mosha 博士（タンザニア連合共和国）が再選された。任期は来年の第 28 回総会まで。
	コーデックス部会及び特別部会の議長国の指名	承認	各部会・特別部会について、それぞれの議長国を確認するとともに、必要に応じて特別部会の解散を検討するもの。	我が国が新バイオテクノロジー応用食品特別部会の議長国となった。また、動物用飼料特別部会の解散が承認された。
	コーデックス委員会傘下の各部会の権限の見直し	承認	コーデックス委員会傘下の各部会の権限の見直しについての所掌範囲及び時間枠案の承認を求めるもの。	現行案どおり採択された。なお、次回総会に間に合うように、各部会の権限の見直しのために 3～4 名のコンサルタントを募集することが合意された。EC 等から、この見直し作業に加盟国のすべてが関係すべきであるとの指摘があり、この見直し作業に関する意見を回覧文書で加盟国に求めることとなった。 我が国からは、専門家への意見聴取の導入に関しては、財政状況等を考慮し、効率的に実施するよう留意すべき旨発言を行った。
	地域調整委員会の見直し	承認	第 26 回総会で決定された地域調整部会の見直しに関して、地域調整部会の役割、権限、メンバーシップ、所掌範囲等について意見照会を行うという事務局案についての検討。	回覧文書に対する意見に基づき各地域調整部会から見解もしくは勧告を第 28 回総会に提出することとなった。

国際的政府間機関との協力に関するガイドラインの策定及び国際獣疫局 (OIE) との関係	助言	本ガイドラインの策定に関しては、第 20 回一般原則部会において「コーデックス規格等の原案作成段階で他の国際機関と実質的な協力 (c 案)」を基本としてコーデックス委員会事務局において修正案を作成することについて報告され、併せて執行委員会においてコーデックス委員会と OIE の関係強化について議論を開始するよう、FAO 及び WHO に要請することに合意したこと、また、OIE との協力は一般原則部会で策定される国際政府間機関との協力の枠組 (上記ガイドライン) において検討されることとしたことについて報告され、このような考え方についての見解が求められた。	総会は、FAO 及び WHO に対し、コーデックス委員会と OIE の関係を如何に育成、指導していくかについて議論を開始するように要請した。また、一般原則部会に対して、「国際政府間機関との協力に関するガイドライン」の早期策定を要請した。
コーデックス委員会と国際 NGO との関係	報告	2000 年～2003 年の国際 NGO の参加状況の調査結果とともに、一般原則部会において国際 NGO の参加原則の見直作業に関する報告。	左記の概要について事務局から報告された。
コーデックス委員会と国際標準化機構 (ISO) との関係	助言	コーデックス委員会と関連する ISO の作業分野について報告され、コーデックスと ISO が協力を強化すべき分野を特定し、協力を実施するための現実的モダリティの策定を提案することについて見解が求められた。	総会は、事務局に対して今後も ISO との連絡を密にし、コーデックス委員会の作業に関連する ISO の活動について執行委員会と総会に報告することとした。
コーデックス委員会への参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金	報告	コーデックス規格策定に参画する意思を有する発展途上国に対し、その参加を支援するために信託基金を通じ旅費を支援する計画及び信託基金の状況についての報告。	左記の概要について事務局から報告された。 総会は、資金の分配に使用される基準については見直しを続けることを要請し、コーデックス委員会の作業における信託資金の受益国の参加の有効性及び地域の代表の妥当性について検討することとした。

一般原則部会	食品の定義の改訂	新規作業（改訂）	第 20 回一般原則部会における「食品の国際貿易のための倫理規定の改訂案」の議論に関連して、加盟各国で「食品」の定義が異なることから、現在手続きマニュアルに記載されている定義の改訂についての検討を提起するもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
	食品の国際貿易のための倫理規約の改訂案	助言 （ステップは現状の 3 に留めた状態で、改正の必要性や目的について総会に意見を求める）	倫理的側面を逸脱した規定があるとの指摘があったことや、さらなる検討が必要な条項が多数残ったため、総会に対して、改正の必要性や倫理的側面にのみ焦点をあてるべきかどうかという適用範囲について意見を求めたもの。	他の部会（食品輸出入検査・認証システム部会）でカバーされているので一般原則部会で検討の必要がないという意見と、消費者の健康を守るために、透明性の確保が必要であることから作業を継続すべきという意見が対立し、総会は、それらの意見を一般原則部会に対する質問とし、更に回覧文書で各国の意見を求め、次回の一般原則部会で検討することとした。また、この問題が発展途上国にとって重要な案件であることから、各地域調整部会でも検討可能とした。
	執行委員会における地域代表国及び地域調整国の役割の明確化	承認	地域調整国も執行委員会のメンバーとすることを受け、地域代表国と同様、執行委員会においては地域の利益を代表するとの考え方に対する意見を加盟国に求めることについて同意を求めたもの。	回覧文書に対する意見に基づき各地域調整部会から見解もしくは勧告を第 28 回総会に提出することとなった。
	リスク分析関連事項	報告	加盟国を対象とする「食品安全のためのリスク分析のための作業原則案」について、第 20 回一般原則部会では合意が得られず、更に検討することについての報告。	リスク分析のガイドラインの必要性についての本部会の決定が確認された。

食品添加物・汚染物質部会（食品添加物）	食品添加物のコーデックス一般基準（GSFA）の食品分類システム案	ステップ 8	当該食品分類システムは、GSFA で認める食品添加物の使用基準の表記のための分類であり、食品添加物の使用の認められていない食品も含めている。	乳・乳製品部会及び果実・野菜ジュース特別部会での議論を踏まえた修正を加えた上で、採択された。
	GSFA の表 1 の改訂案及び改訂素案	ステップ 8 及び 5 / 8	個々の食品添加物毎に、当該添加物の使用の認められる食品及び最高用量を規定しているもの。	ベンゾエイトに関する規定を除き、現行案通り採択された。ベンゾエイトについては、食品分類の 14.1.4 の「水を基本とした香味飲料（スポーツ又は電解物飲料、及び特別な飲料を含む）」の最大基準値について、JECFA の評価を進めるための広範囲な情報の提供及び 3 年以内に食品添加物・汚染物質部会において見直しが行われることを前提に、暫定的に採択された。なお、「暫定的」の解釈については一般原則部会に付託された。
	第 61 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	ステップ 5 / 8	第 61 回 JECFA で検討された添加物（添加物 23 品目、香料 245 品目）の規格及び暫定規格。	特段の議論なく、現行案どおり採択された。
	食品添加物の国際番号システムの修正素案	〃	国際番号システムは原材料表示の際に食品添加物の名称に替えて使用できるが、本修正は新たな添加物に番号を与えるためのもの。	特段の議論なく、現行案どおり採択された。
	食品添加物の最大基準値（食品添加物のコーデックス一般基準）	基準値の失効	第 36 回食品添加物・汚染物質部会（本年 3 月開催）における GSFA の表 1 の改訂作業において、数品目の食品添加物の基準について、削除又は廃止されることについて合意されたもの。	現行案通り採択された。

	食品添加物のコーデックス一般基準の食品添加物に係る条項素案（ステップ3）及び条項案（ステップ6）	作業中止	第36回食品添加物・汚染物質部会におけるGSFAの表1の改訂作業において、現在、ステップ3及びステップ6として基準値を設定している数品目の食品添加物について、作業を中止することについて合意されたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。
	活性塩素の安全な使用のための実施規範素案	〃	活性塩素の使用による微生物汚染の減少とそれに伴う潜在的なリスクを比較評価するためのFAO/WHO 合同専門家会議（Joint FAO/WHO Expert Consultation）の評価結果を踏まえて本作業について検討することとなったもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。
	食品添加物の一般原則（GSFAの改定）	承認	第36回食品添加物・汚染物質部会では、GSFAの付属文書リストA（JECFA 評価済み添加物リスト）及びリストB（同、INS 番号順）の削除、GSFA 前文の1.1 節に最新のADI を記載した添加物リストにアクセス可能な JECFA ウェブサイトを記載するもの。	特段の議論なく、本部会の決定が了承された。
	ピーナッツのアフラトキシン汚染防止・低減に関する実施規範案	ステップ8	本衛生規範案は、GAP(Good Agriculture Practice)、GMP(Good Manufacturing Practice)及びGSP(Good Storage Practice)から構成されており、生産から消費までの主要ポイントにおけるピーナッツのアフラトキシンによる汚染の防止及び低減に関する対策を定めるもの。	特段の議論なく、採択された。
	食品中に含まれる鉛の汚染防止・低減に関する実施規範案	〃	本衛生規範案は、GAP 及び GMP から構成されており、生産から消費までの主要ポイントにおける食品の鉛による汚染の防止及び低減に関する対策を定めるもの。	特段の議論なく、採択された。

食品中に含まれるカドミウムの最大基準値原案 (精米、小麦、馬鈴薯、 茎菜・根菜、葉菜、その他野菜)	ステップ 5	精米、小麦、馬鈴薯、茎菜・根菜、葉菜、その他野菜中に含まれるカドミウムの最大基準値原案のステップ 5 での予備的採択を求めたもの。 我が国からの提案により、精米の基準値案が 0.4 mg/kg に変更された。 また、軟体動物の基準値原案については、ステップ 3 に、JECFA の評価に基づき、カドミウム摂取への寄与が低い、果実、牛、豚、羊及び家禽の肉、馬の肉、ハーブ、キノコ、セロリアック、大豆及びピーナッツの基準値の検討を中止することが合意された。	中国及び中近東、アフリカ諸国の一部から、米は主食であり基準値案 0.4mg/kg では耐用摂取量を超過する可能性があるとの懸念が示され、総会は精米をステップ 3 に戻し、それ以外のものをステップ 5 で採択した。また、来年 2 月の JECFA においてカドミウムの評価が予定されていることから、食品添加物・汚染物質部会に対し、この評価結果を十分に考慮すること、各国は JECFA にデータと情報を提出することとされた。
ツリーナッツのアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範案	〃	本衛生規範案は、GAP、GMP 及び GSP が提案されており、生産から消費までの主要ポイントにおけるツリーナッツのアフラトキシンによる汚染の防止及び低減に関する対策を定めるもの。	ブラジルから提案された農場ベースの管理外のブラジルナッツに関する項目の追加については、食品添加物・汚染物質部会で更に検討することとして採択された。
缶詰食品中の無機スズ汚染の防止及び低減に関する実施規範案	〃	缶詰食品の缶の材料をはじめ製造から消費までの無機スズの汚染防止・低減対策を定めるもの。	特段の議論なく採択された。
国際貿易に適用される食品中の放射線核種のガイドライン基準値案	〃	現行の核汚染事故後の 1 年間に適用されるガイドラインを改正して、長期間にわたって適用するものとし、「国際貿易に適用される食品中の放射線核種のガイドライン値」としてガイドライン値が設定される放射線核種リストの対象を 20 種に拡大したもの。	採択された。シンガポールとマレーシアは、提案されている放射線核種の値は核事故が起きた場合安全レベルを超える可能性があるとして態度を保留した。
食品中の汚染物質及び毒素のコーデックス一般規格(GSCTF)の改訂素案	新規作業	GSCTF の中に「食品及び食品群中の汚染物質及び暴露評価の方針案」に関する文章を含めるための修正を行う。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオのアフラトキシンに係るサンプリングプラン	//	アフラトキシンによるこれらナッツ類の汚染実態を調査する際に使用すべきサンプリングプランを策定するもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
酸加水分解植物タンパク中の 3-MCPD（クロロプロパノール）及び酸加水分解植物タンパクを含む食品の最大基準値素案	//	酸加水分解植物タンパク及びその製品中の 3-MCPD（クロロプロパノール）の基準値を策定するもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
デオキシニバレノールの最大基準値	作業中止	第 36 回食品添加物・汚染物質部会において、各国の汚染実態データに基づいた様々な基準値の提案があったことから、最大基準値の検討作業を一旦中止し、穀類中の実態調査結果、加工段階における減衰、各国の基準・ガイドライン等に関する情報等について、次回の食品添加物・汚染物質部会で検討することが合意されたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。
食品中に含まれるカドミウムの最大基準値案（果実、牛、豚、羊及び家禽の肉、馬肉、ハーブ、キノコ、セルリアック、大豆、ピーナツ）	//	第 36 回食品添加物・汚染物質部会において、カドミウム摂取への寄与が 1 地域で 10%以下又は 2 地域で 5%以下のものについては基準値の検討を中止することとされたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。
食品中の汚染物質及び毒素の一般規格（GSCTF の改定）	承認	GSCTF から、作業文書の作成に係る付属文書（Annex IV）および本付属文書への参照を削除するもの。	特段の議論なく、提案された改定は承認された。

	食品中の汚染物質及び毒素の一般規格 (GSCTF) と個別規格の関係	承認	第 36 回食品添加物・汚染物質部会において、現在又は将来に渡る GSCTF と個別食品規格との最大基準値の不一致を避けるために、以下について総会に支持が要請されたもの。 ・総会で採択済みである汚染物質の最大基準値と一致しない、個別食品規格中の安全性に関連する最大基準値については削除。 ・食品添加物・汚染物質部会が最大基準値を最終採択のために提案する際、その提案されている最大基準値と一致しない個別食品規格中の基準値については削除。	提案された改定は承認された。 また、総会は、GSCTF と異なる汚染物質及び毒素の個別食品中の最大基準を廃止するため、事務局に一覧表を作成することを要請した。
	過酸化物質 (PV)	報告	今年の総会は食品添加物・汚染物質部会に対し、即席めん規格案中の PV のリスク評価について検討するよう求めている。しかしながら、第 36 回食品添加物・汚染物質部会(本年 3 月開催)では PV は quality factor であって safety factor ではないこと、酸化した油のリスク評価は困難であることという理由により、JECFA の priority list に載せないこととされたことについての報告。	現在の規格案に PV の規定は含めず、即席めん規格案の作業が進められること及び、将来、食品添加物・汚染物質部会において、我が国から提出される関連データを考慮して、規格に過酸化物質 (PV) の規定を含めることについて検討することが合意された。
食品衛生部会	乳及び乳製品に関する衛生規範案	ステップ 8	本規範案は、第 29 回食品衛生部会 (1996 年 10 月開催) において食品衛生の一般原則の国際勧告実施規範に基づき策定された生産から流通段階までの乳及び乳製品の衛生取扱を規定したもの。	乳及び乳製品中の抗菌因子ラクトパーオキシダーゼについては、今後予定されている FAO/WHO 合同専門家会議における科学的な検討結果を踏まえて、2006 年に食品衛生部会が検討を行うこととして、現行案どおり採択された。
	ドライミルクの衛生規範	現 行 規 範 (CAC/RCP31-1983) の廃止	第 36 回食品衛生部会 (本年 3 月開催) において、現行のドライミルクの衛生規範の内容は、新たに合意された乳及び乳製品に関する衛生規範で網羅されるため、廃止することで合意されたもの。	現行案通り採択された。

	乳幼児用食品の衛生取扱 規 範 の 改 訂 案 (CAC/RCP21-1979)	新規作業	第 35 回食品衛生部会において、米国から乳児用調製粉乳の Enterobacter sakazakii 等の微生物汚染について問題提起があり、カナダを中心とした起草グループによる討議資料の作成、米国及びカナダによる乳児用調製粉乳における Enterobacter sakazakii のリスクプロファイルの作成、FAO/WHO 合同専門家会議へのリスク評価が行われていたもの。	乳児用調製粉乳の Enterobacter sakazakii その他関係する微生物の基準の策定を含め、特段の議論なく、新規作業として承認された。
	微生物のリスク管理の実 施の原則及びガイドライ ン素案	助言	微生物のリスク管理の実施の原則及びガイドライン素案について、加盟国及びコーデックスの双方に関連するものとして作成していることに関し、本部会の作業の方針が総会の意向に則しているか、助言を求めたもの。	特段の議論なく、本部会の決定が了承された。
	抗生物質耐性	報告	食品衛生部会が耐性菌問題について、コーデックス委員会と OIE との合同作業グループを設置することを支持したことについての報告。	総会直前に、韓国から抗生物質耐性に関するコーデックス委員会/OIE 特別部会の設置についての要請がなされたが、総会は、下記事項を質問事項として回覧文書を送付し、来年 2 月の第 55 回執行委員会で検討し、同 7 月の第 28 回総会に意見を提出することとした。 ① リスク評価原則、リスク管理オプション等、抗生物質耐性の問題に対してコーデックス委員会は何を行うべきか。 ② ①の結果を得るため、規格の策定は既存の部会で行うのか、若しくは新たな特別部会を設置する必要があるのか。

食品表示部会	健康・栄養強調表示の使用に関するガイドライン案	ステップ 8	食品の表示及び広告（所管当局によって規定されている場合）における健康強調表示（食品や食品構成要素と健康との関係について明示・暗示・含意する強調表示）と栄養強調表示（食品が特定の栄養特性を持っていると明示・暗示・含意するすべての強調表示）に関するガイドライン。	健康強調表示についての科学的根拠を栄養・特殊用途食品部会が検討中であるので採択すべきではないとのマレーシアからの主張、及び、疾病の予防・治療等に関する表示は強調表示の一般ガイドラインで禁じられているとの南アフリカからの主張もあったが、現行案が支持され採択された。ただし、現在検討中の健康強調表示の科学的根拠に関する基準に関するガイドラインについて、食品表示部会は、その策定後に見直すことができることとされた。
	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案－付属書 2（使用可能な資材）の改訂案：表 1（肥料・土壌改良資材）及び表 2（農薬・防除薬剤）	ステップ 8	肥料・土壌改良資材として塩化カルシウム溶液、農薬・防除薬剤として蜜ろう、殺鼠剤等を追加するもの。	インドとチュニジアの提案により 2 カ所が訂正され採択された。また、資材の追加や削除に関する提案も両国から出されたが、食品表示部会で検討するべきであるとされた
	急速冷凍されたフライ用衣つきフィッシュスティック、フィッシュポーション及びフィッシュフィレ規格修正案（表示セクション）	ステップ 8	魚類・水産製品部会から付託された本規格の表示に関する章について、食品表示部会において、フィッシュ・コア（衣を剥がした中身重量）測定法について検討され、疑義発生時の裁定用方式としてフィッシュ・コンテンツ（純粋な魚肉割合）とすることが合意されたもの。	南アフリカから魚種毎の窒素換算係数が明らかでないため魚肉割合決定の方法について疑義が出され、タイからは国際貿易において重要な魚種を含めるため、表 2（窒素係数）を修正すべきだという提案が出されたため、総会は修正案を採択し、魚肉割合決定方法と表 2 について更に検討することとされた。

	原産国表示に関する検討	作業継続の是非について総会の意見を求める	「包装食品表示に関する一般規格」の原産地表示に関する規定の改定作業を行うか否かについて議論するもの。	「包装食品表示に関する一般規格」の原産国表示を規定しているパラグラフに対し、現行規定で充分か否か、何が問題であるかについて意見を求めることとし、その各国コメントをもとに次回食品表示部会において検討することとした。
	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの改訂	新規作業	ガイドライン策定後、5年が経過し、現状とそぐわない部分も出てきたことから、全体的な見直しを行うもの。	本ガイドライン案については、最終の改訂が 2003 年であること、また、部会の作業量も考慮し、次回総会まで承認を保留することとなった。
分析・サンプリング法部会	サンプリングに関する一般ガイドライン案	ステップ 8	コーデックス委員会の各部会や加盟国政府が適切なサンプリングプランを選択できることを目的とするもの。	編集上の修正を行い採択された。
	測定の不確かさに関するガイドライン案	//	分析値の信頼性の指標となる分析の不確かさを推定する方法を示すとともに、要求に応じて報告することを勧告するもの。	現行案のとおり、採択された。 ニュージーランドから、測定の不確かさに関する情報がどのように使用されるのか不明であり、誤用や誤解により貿易障壁をもたらす可能性があること、及び、関連するコーデックス文書について検討すべきであるとの指摘があり、総会は、測定の不確かさに関する事項及び分析結果の使用については分析・サンプリング法部会で更に検討し、その結果として本ガイドラインの改訂の可能性もあることとした。

	食品添加物と汚染物質の分析法	〃	分析・サンプリング法部会で検討されていたコーデックス規格に含まれる分析法条項の採択。	サッカリンの測定法を除き、提案された分析法は採択された。 飲料中のサッカリン測定方法の採択については、サッカリンの規定がまとめられた際に検討することとされた。
	オリーブ油とオリーブのしぼりかす油の規格に包含する分析法	〃	〃	特段の意見もなく採択された。
	名前の付いた植物油の規格に包含する分析法（分析法の修正）	〃	〃	特段の意見もなく採択された。
	承認できる分析法の評価ガイドライン素案	ステップ 5	分析法を選定する際の具体的な指針として、コーデックス委員会の手続マニュアルにおける規定に加えて、数値を含め、より具体的な基準を示すもの。	現行案どおり採択された。適用範囲（SCOP）等の修正を要請したブラジルからのコメントについては、次回分析・サンプリング法部会で検討することとした。
残留農薬部会	農薬の最大残留基準値案及び改訂案	ステップ 8	JMPR での評価に基づき第 36 回残留農薬部会（本年 4 月開催）で了承した農薬残留基準案で、採択に付されるもの。	カルバリル及びフェナミンホスに関する記載の誤植を訂正した上で、現行案を採択した。
	農薬の最大残留基準値素案及び改訂素案	ステップ 5 / 8	JMPR での評価に基づき第 36 回残留農薬部会で了承した農薬残留基準案で、軽微な改訂や、部会において反対がないため迅速措置により採択に付されるもの。	
	農薬の最大残留基準値素案	ステップ 5	JMPR での評価に基づき第 36 回残留農薬部会で審議した残留基準（MRL）案。	現行案通り採択された。
	コーデックス最大残留基準値	基準値の失効	JMPR での評価に基づき第 36 回残留農薬部会で審議し、合意された残留基準の失効案。	現行案通り採択された。

	農薬の優先リスト（新規追加及び定期的見直し）	新規作業	JMPR 及び残留農薬部会で今後検討される農薬リストについて、総会での承認を求めるもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
	食品及び動物用飼料のコーデックス分類（1993）の限定的改訂	〃	現在の分類に対する①新たな作物の追加提案②作物群の変更提案③その他の修正提案（同義語、学名、新コード、個別食品のグループ変更）など限定的な改訂を行うもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
	リスク分析関連事項	報告	急性曝露評価等に関する記述の一般化、曝露評価に関する残留農薬部会と JMPR の役割の明確化及びリスク管理方針の追加など部会での議論を踏まえ、次回部会でリスク分析方針案の改訂を行うこと（ステップ 3）としていることについての報告。	リスク分析のガイドラインの必要性についての本部会の決定が確認された。
食品輸出入検査・認証システム部会	食品の緊急事態における情報交換のための原則及びガイドライン素案	ステップ 5 / 8	食品由来の危害に係る緊急事態が発生した場合における政府間の適切な情報交換を行うためのガイドライン。	現行案を微修正の上、採択された。
	食品検査証明に関連する衛生措置の同等性の判断に関するガイドラインの付属書素案	新規作業	SPS 協定上の同等性の判断についての手続きに関するガイドラインである「食品検査証明に関連する衛生措置の同等性の判断に関するガイドライン」については第 26 回総会（昨年 6 月開催）において採択されたが、その際に当該ガイドラインに対する問題点が指摘されたことから、付属書素案を作成することとなったもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
	電子証明書に関する原則案	〃	食品の検疫に係る電子証明書の作成、発行、受領のメカニズムに関する原則を作成しようとするもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

	輸入食品に関するリスクに基づく検査の原則に関するガイドライン素案	〃	輸入国の公衆衛生・食品安全規制との適合性を確認するためのリスクに基づく検査・国境でのチェックの実施に関するガイドラインを策定しようとするもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
	食品検査証明制度に係る技術的規制の同等性判断に関するガイドライン素案	作業中止	第 12 回食品輸出入検査・認証システム部会（昨年 12 月開催）において、食品輸出入検査・認証システム部会の付託事項には TBT 協定の強制規格の同等性は含まれない等の疑義が提出され、作業中止が合意されたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。
	リスク分析	報告	第 12 回食品輸出入検査・認証システム部会において、食品輸出入検査・認証システム部会の一般文書の作成に、リスク分析の概念が取り入れられていることから、さらなるガイドラインの策定は不要であると合意されたことについての報告。	部会での合意が支持された。
	第 26 回総会からの要請	報告	第 26 回総会からの要請により、本部会において「食品検査証明に関連する衛生措置の同等性の判断に関するガイドライン」の付属書素案についての作業を進めることで合意したことについての報告。	付属書素案についての新たな作業に関して報告された。
栄養・特殊用途食品	ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン案	ステップ 5	第 25 回栄養・特殊用途食品部会（昨年 11 月開催）において、本ガイドライン案の対象として、ビタミン・ミネラル以外の原材料を含む栄養補助食品も対象に含むこと及びビタミン・ミネラルの下限値について、NRV の 15% と 33% とで議論が割れたが、「含む旨」の強調表示の含有条件と整合性をとったもの。	技術的課題については栄養・特殊用途食品部会においてさらに検討することとし、現行案どおり採択された。

部会	乳児用調製粉乳の改正規格案	〃	第 25 回栄養・特殊用途食品部会において、本改正案については、(A)健常児を対象とする製品に関するもの、(B)栄養成分に特別な考慮が必要な乳児を対象とする製品に関するもの及び(C)それらに共通する部分を設けることとされ、本件はそのうちの(A)健常児対象製品の規格案。	現行案通り採択するとともに、乳幼児の栄養に関する WHO 総会決議等を踏まえて、栄養・特殊用途食品部会においてさらに検討することとなった。
	乳児及び年少幼児の穀物を主原料とする食品の改正規格案	〃	4～6 ヶ月の乳児から年少幼児（1～3 歳）を対象とした穀類を主原料とした加工食品の栄養成分等に関する規格案。 第 25 回栄養・特殊用途食品部会において、ナトリウムの含有基準値が高いとの議論、ビタミン B1 の最小値の必要性については、括弧付きで継続検討。離乳食の適切な導入期を誤解させる写真、文章の掲載については、強調表示一般規則に従うこととされたもの。なお、その適用については、次回の栄養・特殊用途食品部会で検討予定。	現行案どおり採択するとともに、栄養・特殊用途食品部会においてさらに検討することとなった。
乳・乳製品部会	濃縮脱脂練乳と植物性油脂の混合品に関する規格案	ステップ 5	アジアで広く流通している乳成分を非乳成分で代替した乳製品（(i)植物性脂肪を含む濃縮脱脂乳、(ii)植物性脂肪を含む脱脂粉乳、(iii)植物性脂肪を含む加糖脱脂練乳）についての規格案。	各国から適用範囲、構成内容、表示について意見が出されたが、総会は部会へコメントを提出することを要請し、採択された。
	脱脂粉乳と植物性油脂の粉末状混合品に関する規格案	〃	〃	〃
	加糖脱脂練乳と植物性脂肪の混合品に関する規格案	〃	〃	〃

	チェダーチーズ (C-1) の規格案	〃	チェダー、ダンボ、エダム、ゴータ、ハヴァーチー、サムソー、エメンタル、ティルジター、サンポーラン、プロボロン、カッテージ、クロミエ、クリーム、カマンベール、ブリーについての既存のチーズ規格の見直しを行っているもの。	スイスから、食品添加物として pimaricin が使用されていることで態度を留保したが、部会で検討することとして採択された。
	ダンボチーズ (C-3) の規格案	〃	〃	〃
	ホエイチーズの規格案	〃	ホエイチーズ規格の詳細事項の修正。	〃
	パルメザンチーズの新規格のための提案	指針提供の依頼	第 5 回乳・乳製品部会（2002 年 4 月開催）においてドイツから新規作業案件として提案があったパルメザンチーズの規格策定に関連し、コーデックス規格と地理的表示等との関係について議論するもの。	EC をはじめとする規格化に反対する国々と、米国をはじめとする規格化に賛成する国々で意見が対立し、総会は、新規格の策定について、決定を延期し、来年の総会で決定することとした。
	時間範囲内の意志決定	助言	毎年開催される部会に対し、2 年毎の部会と同じように、規格案の策定において、見直しのステイタスの 5 年間を等しく適用するか否かに関して執行部会からの確認を要求したものの。	規則どおり 5 年の時間枠を維持することとされた。
	リスク分析関連事項	報告	リスク分析に関する事項は、他の部会により十分カバーされていること等の報告。	リスク分析のガイドラインの必要性についての本部会の決定が確認された。
食肉衛生部	リスクに基づくと畜検査手順に係る付属書素案	作業中止	第10回食肉衛生部会（本年2月開催）において、単独で改定作業を行うのではなく、食肉衛生規格案の別添として添付することで合意されたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

会	食肉衛生管理に関する手順の微生物学的検証に係る付属書素案	//	//	特段の議論なく、作業中止が承認された。
	リスク分析	報告	本部会として、リスク分析関係の作業について、一般原則部会や関係する部会での議論により、適切な助言が得られるとしたことについての報告。	リスク分析のガイドラインの必要性についての本部会の決定が確認された。
魚類・水産製品部会	塩蔵大西洋ニシン・塩蔵ニシン類小魚の規格案	ステップ 8	大西洋ニシン及びニシン類小魚の塩蔵品に係る規格であり、加工工程における加塩及び保存温度等を定義している規格。	ヒスタミンの最大基準値が 2 つ存在することについて疑義が出されたが、現行案通り採択された。
	魚類・水産製品証明書（衛生証明書）モデル案	//	食品輸出入検査・認証システム部会の「一般的な公的証明書の様式とその作成及び発行に関するガイドライン」を参考とし、HACCP 方式管理を前提とした証明書のモデル案。	今次総会において採択された T/PT の定義との整合性に配慮した上で、採択された。
	急速凍結ロブスター規格修正案	//	ロブスターの範囲適用についての検討が行われ、チリ及びエルサルバドルが提案してきた squat lobster 3 種（ <i>Cervimunida johnii</i> , <i>Pleuroncodes monodon</i> , <i>Pleuroncodes planipes</i> ）が新たに追加。	中国と南アフリカから規格の中に freshwater crayfish を含むよう提案があり、総会は、魚類・水産製品部会でこの件を検討することに同意し、現行案どおり採択された。
	魚類・水産製品取扱規範案（養殖及び冷凍衣つき水産製品）	ステップ 5 / 8	全品目共通部分（適用範囲、定義、一般的衛生管理事項、一般的留意事項、HACCP 原則等）、品目別記述、品目別必須品質要件で構成された魚類及び水産製品についての規範。このうち、「第 2 章 定義」のうち「2.2 養殖」及び「2.6 冷凍衣つき水産製品」と、「第 6 章 養殖生産」が総会に諮られたもの。	冷凍フライ製品については、ステップ 5 / 8 で採択された。 養殖については、タイ及びインドから更に検討の必要があり、通常のステップ手続きを適用することが提案され、養殖についてはステップ 5 で採択し、通常のステップの手順により議論されることとなった。

	タラ科の塩蔵及び塩干魚規格修正案	ステップ 5	塩蔵及び塩干魚の製品規格のサンプリング及び分析規定についての修正案。	特段の議論なく採択された。
	イワシ及びイワシ類製品缶詰の規格修正素案	作業中止	第 26 回総会（ステップ 8）において、新しい魚種をサーデインに含めるか否かコンセンサスが得られなかったことから、部会においてステップ 3 で再検討することとなり、第 26 回魚類・水産製品部会（昨年 10 月開催）が、作業を中止すべきか否かについて執行委員会に結論を委ねたもの。	チリを始めとする、新しい魚種を規格の中に含めるべきであるとし、作業中止に反対するグループと、モロッコを始めとする、新しい魚種を規格に含めることは、規格で規定されている製品の本質に混乱を生じるとして作業中止を支持するグループの意見が対立し、コンセンサスが得られず、魚類・水産製品部会へ差し戻すこととされた。
	魚類・水産製品証明書（衛生証明書以外の証明書）モデル素案	〃	衛生証明書モデル案に係る枠組みの中で、特定の状況下における追加的な証明書の必要性について取り組まれていることから、本モデル案の策定のさらなる作業は必要ないことが合意されたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。
	捕食性魚類リストの策定	〃	捕食性魚類の分類が困難なことから作業停止状態となっていたが、第 53 回執行委員会（昨年 2 月開催）において、リストの策定については正式に作業中止が合意されたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。
	オレンジの規格案	ステップ 8	完熟度の規準、品質、サイズ、表示、汚染物質、衛生に関する規定等からなる規格案。	現行案どおり採択された。
生鮮果実・野菜部会	トマトの規格案	ステップ 5	品質による分類、サイズ、色、分類・サイズごとにその必要条件を満たさないものの許容量、表示、汚染物質、衛生に関する規定等からなる規格案。	採択された。提出された技術的なコメントについて次回の生鮮果実・野菜部会で検討することとした。

	熱帯果実及び野菜の包装及び輸送の国際規範（既存規範の改定）	承認	第 11 回生鮮果実・野菜部会（昨年 9 月開催）において、上記実施規範から“ tropical ”を全て削除することを総会に諮ったもの。	特段の議論がなく、提案された改定は承認された。
動物用飼料特別部会	適正動物飼養実施規範（規定 11、12、13 以外については第 26 回総会において、ステップ 8 のまま留め置かれ、飼料添加物の定義及び規定 11、12、13 については第 5 回動物飼料特別部会においてステップ 8 で総会に諮られることが決定）	ステップ 8	農場における適性動物飼養基準及び食用動物用飼料の原材料調達、取扱い、保管、加工及び流通の各過程における適正製造基準（GMP）等を定めるもの。また、動物用飼料特別部会での規定 11、12、13 の検討を待ったため、第 26 回総会において、その他の規定についてはステップ 8 で留め置かれていたもの。	原案どおり採択された。 なお、動物用飼料特別部会の議長（デンマーク）が、定義の解釈について、抗菌性物質が飼料添加物に含まれないと述べたのに対し、これが議長の私的見解に過ぎないことを明確にするよう総会報告書案を修文した。
	動物用飼料に関する今後の活動	新規プロジェクトの提案（新特別部会の設置に係る提案書の提出）	飼料及び飼料原材料加工における HACCP システムの適用や有害物質の最少量化等について検討すべきとの意思があり、動物用飼料に関する議題について検討するため、新部会を立ち上げようとするもの。	回覧文書により意見を求め、来年の総会で特別部会の設置と追加的な作業が必要なのかどうかを決定することとなった。
アジア地域調整部	朝鮮人参製品の規格	新規作業	朝鮮人参（ジンセン）の根を乾燥させた製品、その粉末及びジンセンの成分を含む製品の規格の策定。	新規作業として承認された。ステップ 5 での採択の際、アジア地域の規格にするか、世界規模の規格にするか決定することとなった。 我が国からは、朝鮮人参に関する規格設定にあたっては、あくまでも食品として対応することが肝要である旨発言を行った。

会	味噌の規格	〃	大豆を発酵させて作る味噌の規格の策定。	新規作業として承認された。ステップ5での採択の際、アジア地域の規格にするか、世界規模の規格にするか決定することとなった。
	コチュジャンの規格	〃	唐辛子を含む辛子味噌の規格の策定。	〃

第27回総会以降のコーデックス会議日程表

	会議名	開催日	場所
1	第14回アジア地域調整部会 (CCASIA)	9月7日 (火)～10日 (金)	済州島 (韓国)
2	第22回加工果実・野菜部会 (CCPFV)	9月27日 (月)～10月1日 (金)	ワシントンD.C. (アメリカ)
3	第4回果実・野菜ジュース特別部会 (CTFVJ)	10月11日 (月)～10月15日 (金)	フォルタレザ (ブラジル)
4	第15回食品残留動物薬部会 (CCRVDF)	10月26日 (火)～10月29日 (金)	ワシントンD.C. (アメリカ)
5	第26回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)	11月1日 (月)～11月5日 (金)	ボン (ドイツ)
6	第21回一般原則部会 (CCGP)	11月8日 (月)～11月12日 (金)	パリ (フランス)
7	第13回食品輸出入検査証明制度部会 (CCFICS)	12月6日 (月)～12月10日 (金)	メルボルン (オーストラリア)
8	第55回執行委員会 (CCEXEC)	2月9日 (水)～2月11日 (金)	ローマ (イタリア)
9	第11回食肉衛生部会 (CCMH)	2月14日 (月)～2月18日 (金)	クライストチャーチ (ニュージーランド)
10	第19回油脂部会 (CCFO)	2月21日 (月)～2月25日 (金)	ロンドン (英国)
11	第27回魚類・水産製品部会 (CCFFP)	2月28日 (月)～3月4日 (金)	ケープタウン (南アフリカ)
12	第37回食品衛生部会 (CCFH)	3月14日 (月)～3月19日 (土)	ブエノスアイレス (アルゼンチン)
13	第26回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)	4月4日 (月)～4月8日 (金)	ブタペスト (ハンガリー)
14	第22回一般原則部会 (CCGP)	4月11日 (月)～4月15日 (金)	パリ (フランス)
15	第37回残留農薬部会 (CCPR)	4月18日 (月)～4月23日 (土)	ハーグ (オランダ)
16	第37回食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC)	4月25日 (月)～4月29日 (金)	ハーグ (オランダ)
17	第33回食品表示部会 (CCFL)	5月9日 (月)～5月13日 (金)	コタ・キナバル (マレーシア)
18	第12回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)	5月16日 (月)～5月20日 (金)	メキシコシティ (メキシコ)
19	第56回執行委員会 (CCEXEC)	6月30日 (木)～7月2日 (土)	ローマ (イタリア)
20	第28回総会 (CAC)	7月4日 (月)～7月9日 (土)	ローマ (イタリア)